

令和5年4月から現物給与の価額が改正されました

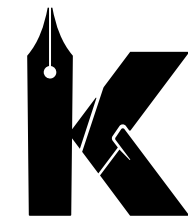
報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和5年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。
この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。
今回は、長崎県の価額の改正はありません。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額(畳一畳につき)	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価 自社製品 通勤定期 券 など
2 青 森	21,900	730	180	260	290	1,040	
3 岩 手	22,200	740	190	260	290	1,110	
4 宮 城	21,900	730	180	260	290	1,520	
5 秋 田	21,900	730	180	260	290	1,110	
6 山 形	23,100	770	190	270	310	1,250	
7 福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8 茨 城	21,900	730	180	260	290	1,340	
9 栃 木	22,200	740	190	260	290	1,320	
10 群 馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
11 埼 玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
12 千 葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
13 東 京	23,100	770	190	270	310	2,830	
14 神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
15 新 潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
16 富 山	22,800	760	190	270	300	1,290	
17 石 川	23,100	770	190	270	310	1,340	
18 福 井	23,400	780	200	270	310	1,220	
19 山 梨	21,900	730	180	260	290	1,260	
20 長 野	21,300	710	180	250	280	1,250	
21 岐 阜	21,900	730	180	260	290	1,230	
22 静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23 愛 知	21,900	730	180	260	290	1,560	
24 三 重	22,500	750	190	260	300	1,260	
25 滋 賀	22,200	740	190	260	290	1,410	
26 京 都	22,800	760	190	270	300	1,810	
27 大 阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
28 兵 庫	22,500	750	190	260	300	1,580	
29 奈 良	21,600	720	180	250	290	1,310	
30 和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
31 鳥 取	22,800	760	190	270	300	1,190	
32 島 根	22,800	760	190	270	300	1,150	
33 岡 山	22,500	750	190	260	300	1,360	
34 広 島	22,800	760	190	270	300	1,410	
35 山 口	23,100	770	190	270	310	1,140	
36 徳 島	22,800	760	190	270	300	1,160	
37 香 川	22,500	750	190	260	300	1,210	
38 愛 媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
39 高 知	22,800	760	190	270	300	1,130	
40 福 岡	21,900	730	180	260	290	1,430	
41 佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42 長 崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
43 熊 本	22,500	750	190	260	300	1,150	
44 大 分	22,200	740	190	260	290	1,170	
45 宮 崎	21,300	710	180	250	280	1,080	
46 鹿児島	22,200	740	190	260	290	1,110	
47 沖 縄	23,400	780	200	270	310	1,290	

- ※改正箇所は太字・下線で表示しています。
- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
 - 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
 - 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
 - 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

令和五年八月発行
八月号
発行所
社会保険労務士法人 金原事務所
長崎市興善町四番二号
TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三三)八七九二番



所報

かなはら

No.794

令和5年

8月

社会保険労務士法人
金原事務所

被保険者数が51人以上の企業等の
事業主のみなさまへ

令和6年10月から
パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現 在

被保険者数
101人以上の企業等

令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(※)が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象(短時間労働者)の要件は？

- 被保険者数51人以上の企業等(特定適用事業所)に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。
- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
 - ☐ 月額賃金が8.8万円以上
 - ☐ 2カ月を超える雇用の見込みがある
 - ☐ 学生ではない

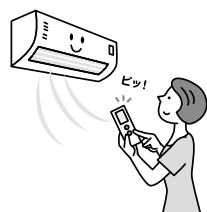
厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは金原事務所までお問い合わせください。

熱中症予防のために



暑さを避ける!

❄️ 扇風機やエアコンで
温度をこまめに調節



❄️ 遮光カーテン、すだれ、
打ち水を利用



❄️ 外出時には日傘や
帽子を着用



❄️ 天気の良い日は日陰の
利用、こまめな休憩



❄️ 吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



❄️ 保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



⚠️ 『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する!

❄️ 室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても
こまめに水分・塩分などを補給



● 熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための情報・資料



スマホでも
見れます

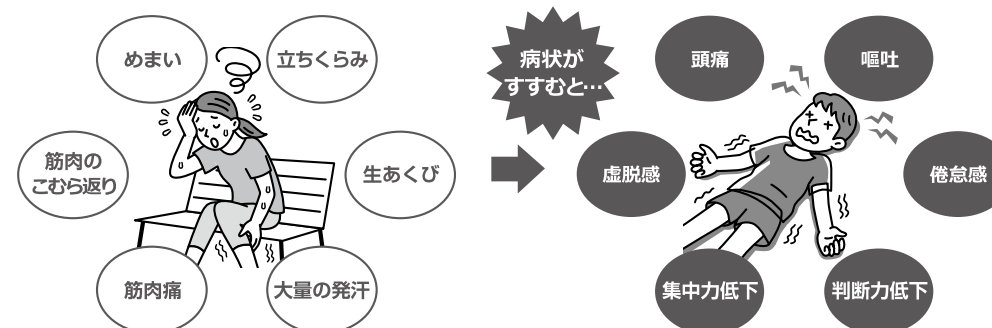


https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状



⚠️ 応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら(主な応急処置)

❄️ エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難



❄️ 衣服をゆるめ、からだを
冷やす
(首の周り、脇の下、足の付け根など)



❄️ 水分・塩分、経口補水液※
などを補給
※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



チェック! 自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、
ためらわずに救急車を呼びましょう!



ご注意

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。
体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防!

暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機や
エアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、障害のある方は、特に注意が必要!

熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。
高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、
暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。
また、子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

こまめに
水分補給

